

議案第 1 2 号

羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)の一部改正に伴い、用語の整理その他の所要の改正をするため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
の一部を改正する条例

令和 年 月 日
羽曳野市条例第 号

羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成 27 年羽曳野市条例第 38 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第 3 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「法別表第 2 の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

別表第 2 の 2 の項特定個人情報の欄を次のように改める。

次に掲げる情報であって、規則で定めるもの

- (1) 住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 7 条第 4 号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)
- (2) 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)
- (3) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による保護の実施、就労自立給付金又は進学準備給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)
- (4) 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報(以下「外国人生活保護関係情報」という。)
- (5) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)による児童及びその家庭についての調査及び判定若しくは障害児入所支援又は身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)にいう知的障害者に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)

- (6) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)
- (7) 医療保険各法(健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)をいう。)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)
- (8) 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第3条第3項第1号から第3号までに規定する事項(以下「公的給付支給等口座登録簿関係情報」という。)

別表第2の3の項特定個人情報の欄を次のように改める。

次に掲げる情報であって、規則で定めるもの

- (1) 住民票関係情報
- (2) 地方税関係情報
- (3) 生活保護関係情報
- (4) 外国人生活保護関係情報
- (5) 障害者関係情報
- (6) 中国残留邦人等支援給付等関係情報
- (7) 医療保険給付関係情報
- (8) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)
- (9) 公的給付支給等口座登録簿関係情報

別表第2の4の項特定個人情報の欄を次のように改める。

次に掲げる情報であって、規則で定めるもの

- (1) 住民票関係情報
- (2) 地方税関係情報

- (3) 生活保護関係情報
- (4) 外国人生活保護関係情報
- (5) 医療保険給付関係情報
- (6) 母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報
- (7) 公的給付支給等口座登録簿関係情報

別表第2の5の項特定個人情報の欄を次のように改める。

次に掲げる情報であって、規則で定めるもの

- (1) 住民票関係情報
- (2) 地方税関係情報
- (3) 生活保護関係情報
- (4) 外国人生活保護関係情報
- (5) 障害者関係情報
- (6) 中国残留邦人等支援給付等関係情報

別表第2の6の項特定個人情報の欄を次のように改める。

次に掲げる情報であって、規則で定めるもの

- (1) 住民票関係情報
- (2) 地方税関係情報
- (3) 生活保護関係情報
- (4) 外国人生活保護関係情報
- (5) 障害者関係情報
- (6) 中国残留邦人等支援給付等関係情報
- (7) 介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)
- (8) 公的給付支給等口座登録簿関係情報

別表第2の7の項特定個人情報の欄を次のように改める。

次に掲げる情報であって、規則で定めるもの

- (1) 住民票関係情報
- (2) 地方税関係情報

- (3) 生活保護関係情報
- (4) 外国人生活保護関係情報
- (5) 障害者関係情報
- (6) 中国残留邦人等支援給付等関係情報
- (7) 国民年金法(昭和34年法律第141号)、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「年金給付関係情報」という。)
- (8) 公的給付支給等口座登録簿関係情報

別表第2の9の項特定個人情報の欄を次のように改める。

次に掲げる情報であって、規則で定めるもの

- (1) 住民票関係情報
- (2) 地方税関係情報
- (3) 生活保護関係情報
- (4) 外国人生活保護関係情報
- (5) 中国残留邦人等支援給付等関係情報
- (6) 公的給付支給等口座登録簿関係情報

別表第2の10の項特定個人情報の欄を次のように改める。

次に掲げる情報であって、規則で定めるもの

- (1) 住民票関係情報
- (2) 地方税関係情報
- (3) 生活保護関係情報
- (4) 外国人生活保護関係情報
- (5) 障害者関係情報
- (6) 中国残留邦人等支援給付等関係情報
- (7) 公的給付支給等口座登録簿関係情報

別表第2の11の項特定個人情報の欄を次のように改める。

次に掲げる情報であって、規則で定めるもの

- (1) 住民票関係情報

- (2) 地方税関係情報
- (3) 生活保護関係情報
- (4) 障害者関係情報
- (5) 医療保険給付関係情報
- (6) 介護保険給付等関係情報
- (7) 中国残留邦人等支援給付等関係情報
- (8) 母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報
- (9) 児童扶養手当関係情報
- (10) 児童手当法(昭和 46 年法律第 73 号)による児童手当又は特例給付の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)
- (11) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和 39 年法律第 134 号)による特別児童扶養手当の支給に関する情報
- (12) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)による自立支援給付の支給に関する情報
- (13) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)による資金の貸付けに関する情報
- (14) 年金給付関係情報
- (15) 年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成 24 年法律第 102 号)による年金生活者支援給付金の支給に関する情報
- (16) 雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)による給付の支給に関する情報
- (17) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報
- (18) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律(昭和 60 年法律第 34 号)附則第 97 条第 1 項の福祉手当の支給に関する情報
- (19) 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成 23 年法律第 47 号)による職業訓練受講給付金の支給に関する情報
- (20) 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報

- (21) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成 26 年法律第 50 号)による特定医療費の支給に関する情報
- (22) 特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和 29 年法律第 144 号)による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報
- (23) 学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)による医療に要する費用についての援助に関する情報
- (24) 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和 41 年法律第 132 号)による職業転換給付金の支給に関する情報
- (25) 地方公務員災害補償法(昭和 42 年法律第 121 号)による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報
- (26) 公的給付支給等口座登録簿関係情報

別表第 2 の 12 の項特定個人情報の欄を次のように改める。

次に掲げる情報であって、規則で定めるもの

- (1) 住民票関係情報
- (2) 地方税関係情報
- (3) 生活保護関係情報
- (4) 外国人生活保護関係情報
- (5) 中国残留邦人等支援給付等関係情報
- (6) 障害者関係情報

別表第 2 の 13 の項事務の欄中「(昭和 24 年法律第 283 号)」を削り、同項特定個人情報の欄を次のように改める。

次に掲げる情報であって、規則で定めるもの

- (1) 住民票関係情報
- (2) 地方税関係情報
- (3) 生活保護関係情報
- (4) 外国人生活保護関係情報
- (5) 中国残留邦人等支援給付等関係情報
- (6) 障害者関係情報

別表第 2 の 14 の項事務の欄中「(昭和 25 年法律第 226 号)」を削り、同項特定個人情報

報の欄を次のように改める。

次に掲げる情報であって、規則で定めるもの

- (1) 住民票関係情報
- (2) 生活保護関係情報
- (3) 外国人生活保護関係情報
- (4) 中国残留邦人等支援給付等関係情報
- (5) 障害者関係情報
- (6) 医療保険給付関係情報
- (7) 介護保険給付等関係情報
- (8) 児童手当関係情報
- (9) 児童扶養手当関係情報
- (10) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する情報
- (11) 羽曳野市営住宅条例(平成9年羽曳野市条例第16号)による市営住宅に係る家賃その他の使用料に関する情報

別表第2の15の項事務の欄中「(昭和33年法律第192号)」を削り、同項特定個人情報報の欄を次のように改める。

次に掲げる情報であって、規則で定めるもの

- (1) 住民票関係情報
- (2) 地方税関係情報
- (3) 医療保険給付関係情報
- (4) 生活保護関係情報
- (5) 外国人生活保護関係情報
- (6) 中国残留邦人等支援給付等関係情報
- (7) 障害者関係情報
- (8) 介護保険給付等関係情報
- (9) 児童手当関係情報
- (10) 児童扶養手当関係情報

別表第2の16の項事務の欄中「(昭和35年法律第37号)」を削り、同項特定個人情報報の欄を次のように改める。

次に掲げる情報であって、規則で定めるもの

- (1) 住民票関係情報
- (2) 地方税関係情報
- (3) 生活保護関係情報
- (4) 外国人生活保護関係情報
- (5) 中国残留邦人等支援給付等関係情報
- (6) 障害者関係情報

別表第 2 の 17 の項事務の欄中「第九十七条第一項」を「第 97 条第 1 項」に改め、同項特定個人情報の欄を次のように改める。

次に掲げる情報であって、規則で定めるもの

- (1) 住民票関係情報
- (2) 地方税関係情報
- (3) 生活保護関係情報
- (4) 外国人生活保護関係情報
- (5) 中国残留邦人等支援給付等関係情報
- (6) 障害者関係情報

別表第 2 の 18 の項特定個人情報の欄を次のように改める。

次に掲げる情報であって、規則で定めるもの

- (1) 地方税関係情報
- (2) 外国人生活保護関係情報
- (3) 羽曳野市重度障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報
- (4) 羽曳野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報
- (5) 羽曳野市子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報

別表第 2 の 19 の項事務の欄中「(昭和 57 年法律第 80 号)」を削り、同項特定個人情報の欄を次のように改める。

次に掲げる情報であって、規則で定めるもの

- (1) 住民票関係情報
- (2) 地方税関係情報
- (3) 医療保険給付関係情報
- (4) 生活保護関係情報
- (5) 外国人生活保護関係情報
- (6) 中国残留邦人等支援給付等関係情報
- (7) 障害者関係情報
- (8) 介護保険給付等関係情報
- (9) 児童手当関係情報
- (10) 児童扶養手当関係情報

別表第2の20の項事務の欄中「(平成9年法律第123号)」を削り、同項特定個人情報欄の欄を次のように改める。

次に掲げる情報であって、規則で定めるもの

- (1) 住民票関係情報
- (2) 地方税関係情報
- (3) 外国人生活保護関係情報
- (4) 中国残留邦人等支援給付等関係情報

別表第2の21の項事務の欄中「(平成17年法律第123号)」を削り、同項特定個人情報欄の欄を次のように改める。

次に掲げる情報であって、規則で定めるもの

- (1) 住民票関係情報
- (2) 地方税関係情報
- (3) 生活保護関係情報
- (4) 外国人生活保護関係情報
- (5) 中国残留邦人等支援給付等関係情報
- (6) 障害者関係情報
- (7) 医療保険給付関係情報
- (8) 年金給付関係情報

別表第2の22の項特定個人情報の欄を次のように改める。

次に掲げる情報であって、規則で定めるもの

- (1) 住民票関係情報
- (2) 地方税関係情報
- (3) 生活保護関係情報
- (4) 外国人生活保護関係情報

別表第 3 の 1 の項特定個人情報の欄を次のように改める。

次に掲げる情報であって、規則で定めるもの

- (1) 住民票関係情報
- (2) 地方税関係情報
- (3) 生活保護関係情報
- (4) 外国人生活保護関係情報
- (5) 児童扶養手当関係情報
- (6) 年金給付関係情報

別表第 3 の 2 の項特定個人情報の欄を次のように改める。

次に掲げる情報であって、規則で定めるもの

- (1) 住民票関係情報
- (2) 地方税関係情報
- (3) 生活保護関係情報
- (4) 外国人生活保護関係情報
- (5) 年金給付関係情報
- (6) 公的給付支給等口座登録簿関係情報

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和 5 年法律第 48 号)の施行の日から施行する。

羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 新旧対照表

新	旧																		
<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関(法令又は条例若しくは市の機関の規則若しくは規程(以下「法令等」という。))の規定により同表の右欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。)が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関(法令等の規定により同表の中欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。次項において同じ。)が行う同表の中欄に掲げる事務及び市の機関(法令等の規定により<u>特定個人番号利用事務</u>の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。第3項において同じ。)が行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。</p> <p>2 省略</p> <p>3 市の機関は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で利用<u>特定個人情報</u>であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該利用特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 省略</p> <p>第5条・第6条 省略</p> <p style="text-align: center;">附 則 省略</p> <p>別表第1 省略</p> <p>別表第2(第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">機関</th> <th style="width: 20%;">事務</th> <th style="width: 70%;">特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 市長</td> <td>羽曳野市重度障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に</td> <td><u>次に掲げる情報であつて、規則で定めるもの</u> (1) <u>住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関	事務	特定個人情報	1 省略			2 市長	羽曳野市重度障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に	<u>次に掲げる情報であつて、規則で定めるもの</u> (1) <u>住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事</u>	<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関(法令又は条例若しくは市の機関の規則若しくは規程(以下「法令等」という。))の規定により同表の右欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。)が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関(法令等の規定により同表の中欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。次項において同じ。)が行う同表の中欄に掲げる事務及び市の機関(法令等の規定により<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。第3項において同じ。)が行う<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>とする。</p> <p>2 省略</p> <p>3 市の機関は、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で<u>法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 省略</p> <p>第5条・第6条 省略</p> <p style="text-align: center;">附 則 省略</p> <p>別表第1 省略</p> <p>別表第2(第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">機関</th> <th style="width: 20%;">事務</th> <th style="width: 70%;">特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 市長</td> <td>羽曳野市重度障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に</td> <td><u>住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、障害者関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、医療保険給付</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関	事務	特定個人情報	1 省略			2 市長	羽曳野市重度障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に	<u>住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、障害者関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、医療保険給付</u>
機関	事務	特定個人情報																	
1 省略																			
2 市長	羽曳野市重度障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に	<u>次に掲げる情報であつて、規則で定めるもの</u> (1) <u>住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事</u>																	
機関	事務	特定個人情報																	
1 省略																			
2 市長	羽曳野市重度障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に	<u>住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、障害者関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、医療保険給付</u>																	

	<p>関する事務であって規則で定めるものの</p>	<p><u>項(以下「住民票関係情報」という。)</u> <u>(2) 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)</u> <u>(3) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による保護の実施、就労自立給付金又は進学準備給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)</u> <u>(4) 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報(以下「外国人生活保護関係情報」という。)</u> <u>(5) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)による児童及びその家庭についての調査及び判定若しくは障害児入所支援又は身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)にいう知的障害者に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)</u> <u>(6) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30</u></p>		<p>関する事務であって規則で定めるものの</p>	<p><u>関係情報又は公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの</u></p>
--	---------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	---------------------------	--------------------------------------------------

		<p>号)による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)</p> <p>(7) 医療保険各法(健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)をいう。)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)</p> <p>(8) 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第3条第3項第1号から第3号までに規定する事項(以下「公的給付支給等口座登録簿関係情報」という。)</p>			
3 市長	羽曳野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<p>次に掲げる情報であって、規則で定めるもの</p> <p>(1) 住民票関係情報</p> <p>(2) 地方税関係情報</p> <p>(3) 生活保護関係情報</p> <p>(4) 外国人生活保護関係情報</p> <p>(5) 障害者関係情報</p>	3 市長	羽曳野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、障害者関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、医療保険給付関係情報、児童扶養手当関係情報又は公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの

		<u>(6) 中国残留邦人等支援給付等関係情報</u> <u>(7) 医療保険給付関係情報</u> <u>(8) 児童扶養手当法(昭和 36 年法律第 238 号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)</u> <u>(9) 公的給付支給等口座登録簿関係情報</u>			
4 市長	羽曳野市子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<u>次に掲げる情報であって、規則で定めるもの</u> <u>(1) 住民票関係情報</u> <u>(2) 地方税関係情報</u> <u>(3) 生活保護関係情報</u> <u>(4) 外国人生活保護関係情報</u> <u>(5) 医療保険給付関係情報</u> <u>(6) 母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報</u> <u>(7) 公的給付支給等口座登録簿関係情報</u>	4 市長	羽曳野市子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<u>住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、医療保険給付関係情報、母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報又は公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの</u>
5 市長	小児慢性特定疾病児童に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	<u>次に掲げる情報であって、規則で定めるもの</u> <u>(1) 住民票関係情報</u> <u>(2) 地方税関係情報</u> <u>(3) 生活保護関係情報</u> <u>(4) 外国人生活保護関係情報</u> <u>(5) 障害者関係情報</u> <u>(6) 中国残留邦人等支援給付等関係情報</u>	5 市長	小児慢性特定疾病児童に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	<u>住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、障害者関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</u>
6 市長	重度身体障害者が	<u>次に掲げる情報であって、規則で定め</u>	6 市長	重度身体障害者が	<u>住民票関係情報、地方税関係情報、生</u>

	<p>居住する住宅改造費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>るもの</p> <p>(1) <u>住民票関係情報</u></p> <p>(2) <u>地方税関係情報</u></p> <p>(3) <u>生活保護関係情報</u></p> <p>(4) <u>外国人生活保護関係情報</u></p> <p>(5) <u>障害者関係情報</u></p> <p>(6) <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報</u></p> <p>(7) <u>介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)</u></p> <p>(8) <u>公的給付支給等口座登録簿関係情報</u></p>		<p>居住する住宅改造費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p><u>活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、障害者関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、介護保険給付等関係情報又は公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの</u></p>
7 市長	<p>身体障害者が自ら運転するための自動車改造費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p><u>次に掲げる情報であって、規則で定めるもの</u></p> <p>(1) <u>住民票関係情報</u></p> <p>(2) <u>地方税関係情報</u></p> <p>(3) <u>生活保護関係情報</u></p> <p>(4) <u>外国人生活保護関係情報</u></p> <p>(5) <u>障害者関係情報</u></p> <p>(6) <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報</u></p> <p>(7) <u>国民年金法(昭和34年法律第141号)、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「年金給付関係情報」という。)</u></p>	7 市長	<p>身体障害者が自ら運転するための自動車改造費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p><u>住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、障害者関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、年金給付関係情報又は公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの</u></p>

		(8) <u>公的給付支給等口座登録簿関係情報</u>				
8	省略		8	省略		
9	市長	身体障害者手帳交付申請のための診断料の助成に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって、規則で定めるもの (1) <u>住民票関係情報</u> (2) <u>地方税関係情報</u> (3) <u>生活保護関係情報</u> (4) <u>外国人生活保護関係情報</u> (5) <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報</u> (6) <u>公的給付支給等口座登録簿関係情報</u>	9	市長	身体障害者手帳交付申請のための診断料の助成に関する事務であって規則で定めるもの <u>住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの</u>
10	市長	介護保険サービスに係る利用者負担の助成に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって、規則で定めるもの (1) <u>住民票関係情報</u> (2) <u>地方税関係情報</u> (3) <u>生活保護関係情報</u> (4) <u>外国人生活保護関係情報</u> (5) <u>障害者関係情報</u> (6) <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報</u> (7) <u>公的給付支給等口座登録簿関係情報</u>	10	市長	介護保険サービスに係る利用者負担の助成に関する事務であって規則で定めるもの <u>住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、障害者関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの</u>
11	市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって、規則で定めるもの (1) <u>住民票関係情報</u> (2) <u>地方税関係情報</u> (3) <u>生活保護関係情報</u> (4) <u>障害者関係情報</u> (5) <u>医療保険給付関係情報</u> (6) <u>介護保険給付等関係情報</u>	11	市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの <u>住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、障害者関係情報、医療保険給付関係情報、介護保険給付等関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童扶養手当関係情報、児童手当関係情報、特別児</u>

		<p>(7) <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報</u></p> <p>(8) <u>母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報</u></p> <p>(9) <u>児童扶養手当関係情報</u></p> <p>(10) <u>児童手当法(昭和 46 年法律第 73 号)による児童手当又は特例給付の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)</u></p> <p>(11) <u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和 39 年法律第 134 号)による特別児童扶養手当の支給に関する情報</u></p> <p>(12) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)による自立支援給付の支給に関する情報</u></p> <p>(13) <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)による資金の貸付けに関する情報</u></p> <p>(14) <u>年金給付関係情報</u></p> <p>(15) <u>年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成 24 年法律第 102 号)による年金生活者支援給付金の支給に関する情報</u></p> <p>(16) <u>雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)による給付の支給に関する情報</u></p> <p>(17) <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報</u></p>			<p>童扶養手当関係情報、特別障害者手当等関係情報、障害者自立支援給付関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 29 号)による資金の貸付けに関する情報、年金給付関係情報、年金生活者支援給付金関係情報、失業等給付関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和 39 年法律第 134 号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律(昭和 60 年法律第 34 号)附則第 97 条第 1 項の福祉手当の支給に関する情報、職業訓練受講給付金関係情報、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成 26 年法律第 50 号)による特定医療費の支給に関する情報、特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和 29 年法律第 144 号)による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報、学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)による医療に要する費用についての援助に関する情報、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和 41 年法律第 132 号)による職業転換給付金の支給</p>
--	--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

		<p>(18) <u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報</u></p> <p>(19) <u>職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)による職業訓練受講給付金の支給に関する情報</u></p> <p>(20) <u>児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情報</u></p> <p>(21) <u>難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)による特定医療費の支給に関する情報</u></p> <p>(22) <u>特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報</u></p> <p>(23) <u>学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する情報</u></p> <p>(24) <u>労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)による職業転換給付金の支給に関する情報</u></p> <p>(25) <u>地方公務員災害補償法(昭和42</u></p>			<p><u>に関する情報、地方公務員災害補償関係情報又は公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの</u></p>
--	--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	------------------------------------------------------------------

		<p><u>年法律第 121 号)による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報</u></p> <p>(26) <u>公的給付支給等口座登録簿関係情報</u></p>			
12 市長	<p>児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>次に掲げる情報であって、規則で定めるもの</p> <p>(1) <u>住民票関係情報</u></p> <p>(2) <u>地方税関係情報</u></p> <p>(3) <u>生活保護関係情報</u></p> <p>(4) <u>外国人生活保護関係情報</u></p> <p>(5) <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報</u></p> <p>(6) <u>障害者関係情報</u></p>	12 市長	<p>児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p><u>住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの</u></p>
13 市長	<p>身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>次に掲げる情報であって、規則で定めるもの</p> <p>(1) <u>住民票関係情報</u></p> <p>(2) <u>地方税関係情報</u></p> <p>(3) <u>生活保護関係情報</u></p> <p>(4) <u>外国人生活保護関係情報</u></p> <p>(5) <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報</u></p> <p>(6) <u>障害者関係情報</u></p>	13 市長	<p>身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p><u>住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの</u></p>
14 市長	<p>地方税法その他の</p>	<p>次に掲げる情報であって、規則で定め</p>	14 市長	<p>地方税法(昭和 25 年</p>	<p><u>住民票関係情報、生活保護関係情報、</u></p>

	<p>地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>るもの</p> <p>(1) <u>住民票関係情報</u></p> <p>(2) <u>生活保護関係情報</u></p> <p>(3) <u>外国人生活保護関係情報</u></p> <p>(4) <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報</u></p> <p>(5) <u>障害者関係情報</u></p> <p>(6) <u>医療保険給付関係情報</u></p> <p>(7) <u>介護保険給付等関係情報</u></p> <p>(8) <u>児童手当関係情報</u></p> <p>(9) <u>児童扶養手当関係情報</u></p> <p>(10) <u>子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する情報</u></p> <p>(11) <u>羽曳野市営住宅条例(平成9年羽曳野市条例第16号)による市営住宅に係る家賃その他の使用料に関する情報</u></p>		<p>法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>外国人生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、障害者関係情報、医療保険給付関係情報、介護保険給付等関係情報、児童手当関係情報、児童扶養手当関係情報、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付の支給若しくは地域子ども・子育て支援事業の実施に関する情報又は羽曳野市営住宅条例(平成9年羽曳野市条例第16号)による市営住宅に係る家賃その他の使用料に関する情報であって規則で定めるもの</p>
<p>15 市長</p>	<p>国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>次に掲げる情報であって、規則で定めるもの</p> <p>(1) <u>住民票関係情報</u></p> <p>(2) <u>地方税関係情報</u></p> <p>(3) <u>医療保険給付関係情報</u></p> <p>(4) <u>生活保護関係情報</u></p> <p>(5) <u>外国人生活保護関係情報</u></p> <p>(6) <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報</u></p> <p>(7) <u>障害者関係情報</u></p> <p>(8) <u>介護保険給付等関係情報</u></p> <p>(9) <u>児童手当関係情報</u></p>	<p>15 市長</p>	<p>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、障害者関係情報、介護保険給付等関係情報、児童手当関係情報又は児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p>

		(10) 児童扶養手当関係情報			
16 市長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって、規則で定めるもの (1) 住民票関係情報 (2) 地方税関係情報 (3) 生活保護関係情報 (4) 外国人生活保護関係情報 (5) 中国残留邦人等支援給付等関係情報 (6) 障害者関係情報	16 市長	知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの
17 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって、規則で定めるもの (1) 住民票関係情報 (2) 地方税関係情報 (3) 生活保護関係情報 (4) 外国人生活保護関係情報 (5) 中国残留邦人等支援給付等関係情報 (6) 障害者関係情報	17 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの
18 市長	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要	次に掲げる情報であって、規則で定めるもの (1) 地方税関係情報 (2) 外国人生活保護関係情報 (3) 羽曳野市重度障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報 (4) 羽曳野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報	18 市長	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要	地方税関係情報、外国人生活保護関係情報、羽曳野市重度障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報、羽曳野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報又は羽曳野市子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの

	する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(5) <u>羽曳野市子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報</u>		する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	
19 市長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって、規則で定めるもの (1) <u>住民票関係情報</u> (2) <u>地方税関係情報</u> (3) <u>医療保険給付関係情報</u> (4) <u>生活保護関係情報</u> (5) <u>外国人生活保護関係情報</u> (6) <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報</u> (7) <u>障害者関係情報</u> (8) <u>介護保険給付等関係情報</u> (9) <u>児童手当関係情報</u> (10) <u>児童扶養手当関係情報</u>	19 市長	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	<u>住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、障害者関係情報、介護保険給付等関係情報、児童手当関係情報又は児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</u>
20 市長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって、規則で定めるもの (1) <u>住民票関係情報</u> (2) <u>地方税関係情報</u> (3) <u>外国人生活保護関係情報</u> (4) <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報</u>	20 市長	介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	<u>住民票関係情報、地方税関係情報、外国人生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付実施関係情報であって規則で定めるもの</u>
21 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する	次に掲げる情報であって、規則で定めるもの (1) <u>住民票関係情報</u> (2) <u>地方税関係情報</u> (3) <u>生活保護関係情報</u> (4) <u>外国人生活保護関係情報</u> (5) <u>中国残留邦人等支援給付等関係</u>	21 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活	<u>住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、障害者関係情報、医療保険給付関係情報又は年金給付関係情報であって規則で定めるもの</u>

	る事務であって規則で定めるもの	<u>情報</u> (6) <u>障害者関係情報</u> (7) <u>医療保険給付関係情報</u> (8) <u>年金給付関係情報</u>
22 市長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子どものための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって、規則で定めるもの (1) <u>住民票関係情報</u> (2) <u>地方税関係情報</u> (3) <u>生活保護関係情報</u> (4) <u>外国人生活保護関係情報</u>

別表第3(第5条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	就学援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	次に掲げる情報であって、規則で定めるもの (1) <u>住民票関係情報</u> (2) <u>地方税関係情報</u> (3) <u>生活保護関係情報</u> (4) <u>外国人生活保護関係情報</u> (5) <u>児童扶養手当関係情報</u> (6) <u>年金給付関係情報</u>
2 教育委員会	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	市長	次に掲げる情報であって、規則で定めるもの (1) <u>住民票関係情報</u> (2) <u>地方税関係情報</u>

	支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	
22 市長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子どものための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	<u>住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報</u> であって規則で定めるもの

別表第3(第5条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	就学援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	<u>住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は年金給付関係情報</u> であって規則で定めるもの
2 教育委員会	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	市長	<u>住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、年金給付関係情報</u>

			<u>(3) 生活保護関係情報</u> <u>(4) 外国人生活保護関係情報</u> <u>(5) 年金給付関係情報</u> <u>(6) 公的給付支給等口座登録簿関係情報</u>				<u>報又は公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて規則で定めるもの</u>
--	--	--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--	----------------------------------------